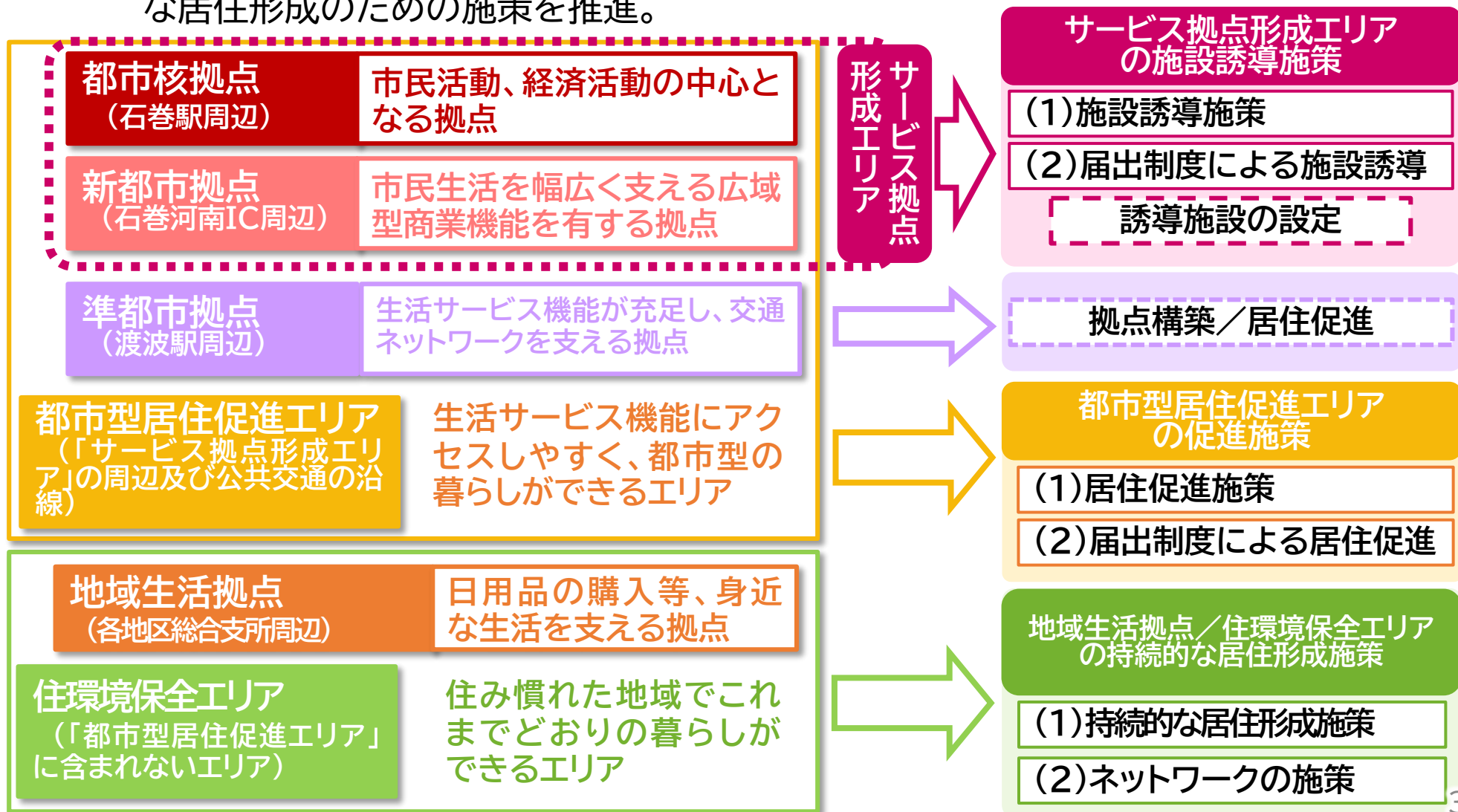


# 第8章 持続的に発展する施策の推進

## 1. エリア別の施策の推進

- 持続的に発展する都市づくりに向けて、エリア別に施設誘導、居住促進、持続可能な居住形成のための施策を推進。



## 第8章 持続的に発展する施策の推進

### 2. サービス拠点形成エリアの誘導施策

#### (1) 施設誘導施策

#### 都市核拠点（石巻駅周辺）

《ライフスタイルの実現に向けた戦略》

##### 戦略① 高次の都市施設を活用し、市民生活を支える

- ✓ 行政施設、商業・医療施設等の高次都市施設の集積
- ✓ 届出制度による生活サービス施設の継続立地・誘導
- ✓ 子育て世代が安心して暮らし、子どもが学べる環境・施設の充実

##### 戦略② 地域資源を活かした多様な市民の居場所となり、交流を育む

- ✓ 若者の日常の居場所づくり
- ✓ 官民連携によるまちなかウォークブルの推進
- ✓ 低未利用地の再編や公有地の活用

##### 戦略③ 観光客・ビジネス客・就業者を呼び込み、活気や賑わいを生み出す

- ✓ 観光客や市民が交流できる空間づくり
- ✓ 堤防一帯空間を活用したかわまちづくりの推進
- ✓ 新たな起業・創業の推進

# 具体施策：都市再生整備計画（まちなかウォーカーブル推進事業）

○制度概要  
 車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する。

## ○本市の中心市街地の現状及び課題

- ・川沿いエリアに商業・観光・交流機能を有した様々な施設等が整備された。
- ・川沿いエリア周辺における歩行者・自転車通行者数は増加しており、また川沿いエリアに整備した施設には年間100万人以上訪れるなど、川沿いエリアには賑わいが生まれてきている。
- ・駅前エリア及び立町・中央エリアの歩行者・自転車通行者数は横ばい状態のまま変化が生じていない。



<課題>  
 川沿いエリアの賑わいをどのようにして「まちなかへ拡大していくか」

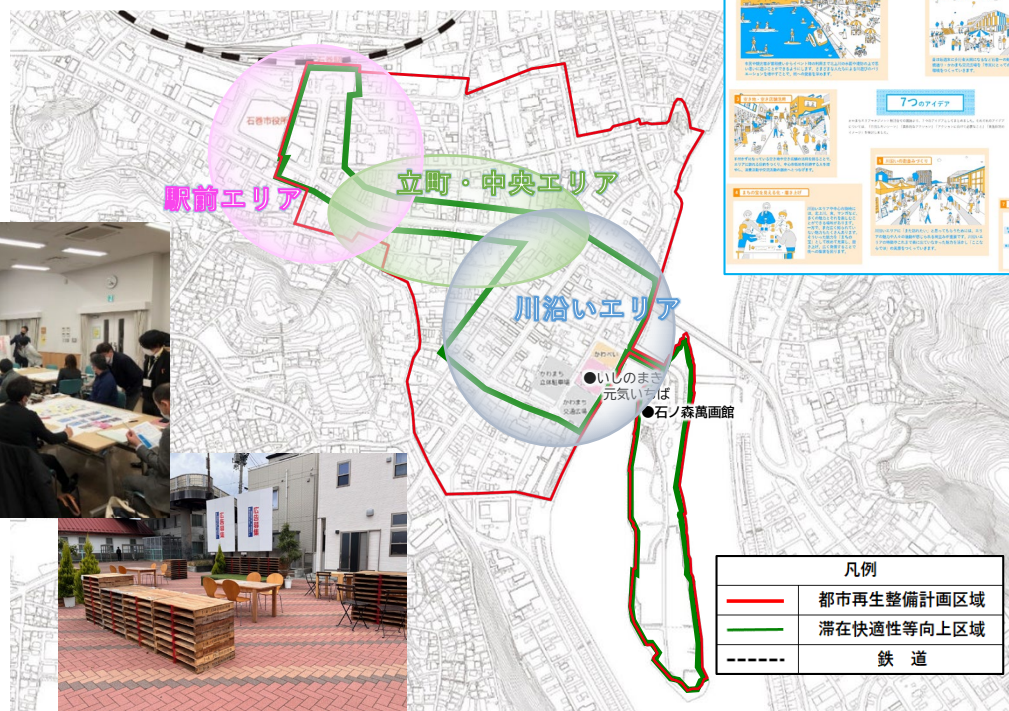
## 石巻市都市再生整備計画（石巻かわまちエリア）策定（令和4年3月）

### ○計画期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

### ○整備方針及び実施する事業

- 1 歩行者が安心して楽しく歩くことができる歩行者空間の創出
  - ・ベンチアートの設置
  - ・デジタルサイネージの設置
- 2 多くの市民が利用できる交流空間の創出
  - ・石巻駅前広場のバリアフリー化
  - ・旧石巻ハリストス正教会教会堂の外構整備
- 3 官民連携による魅力ある滞在空間の創出
  - ・ワークショップの開催
  - ・社会実験の実施



# 具体施策：官民連携まちなか再生推進事業

## ○制度概要

官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組等を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。プラットフォームにおいて、エリアの将来像の検討や共有を行いながら、官民連携による持続可能なまちづくりを推進する。

## ○官民連携まちなか再生事業の取組のイメージ

### プラットフォームの構築・未来ビジョン等の策定



#### 対象者のイメージ

都市再生推進法人、まちづくり団体、商工会議所、自治会、商店街、地権者 金融機関、大学、行政機関 等

#### 未来ビジョンの策定



#### 記載事項のイメージ

- ・地域の特性や現況分析
- ・エリアの将来像
- ・将来像の実現に向けた施策や役割
- ・ロードマップ

未来ビジョン等に基づく各種取組



シティプロモーション・  
情報発信

シティプロモーション・  
情報発信



交流拠点等整備

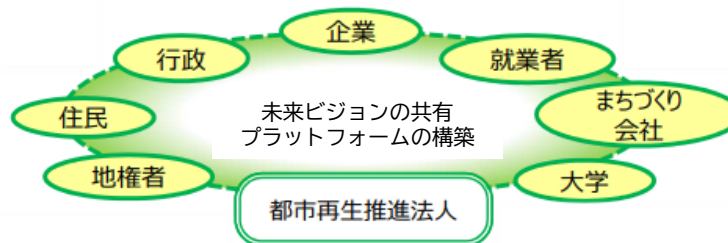
交流拠点等整備

社会実験・データ活用



社会実験・データ活用

エリア価値の向上



# 具体施策：駐車場の配置適正化

## ○制度概要

立地適正化計画制度の開始による都市機能の誘導に伴う自動車流入量の増加が見込まれることを背景に、駐車場の配置適正化を推進することが可能になった。

都市機能誘導区域内に駐車場配置適正化区域並びに集約駐車場施設の位置及び規模を記載した場合、駐車場配置適正化区域で建築物の新築、増築等をしようとするものに対し、条例で集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができる。

駐車場の配置適正化により、自動車と歩行者の動線を分離し、安全・快適で歩きやすい環境の空間の構築や連続する街並みの形成、土地の有効利用が図られる等の都市の魅力を生み出すまちづくりを推進する。

## ○集約駐車施設のイメージ

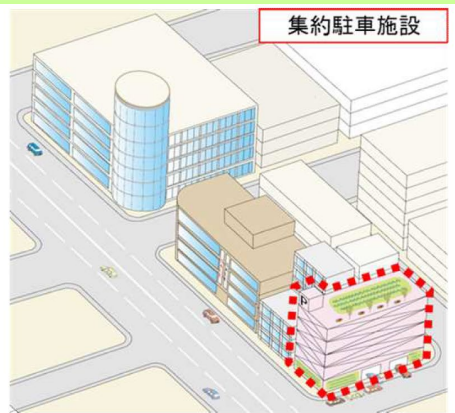
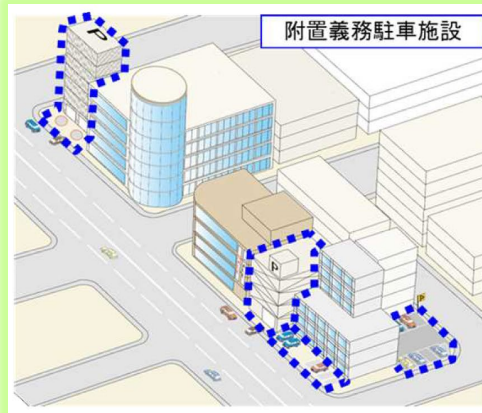
### 駐車場法（現行）

条例に基づき当該建築物の敷地内に  
駐車施設を設置

### 駐車場法の特例

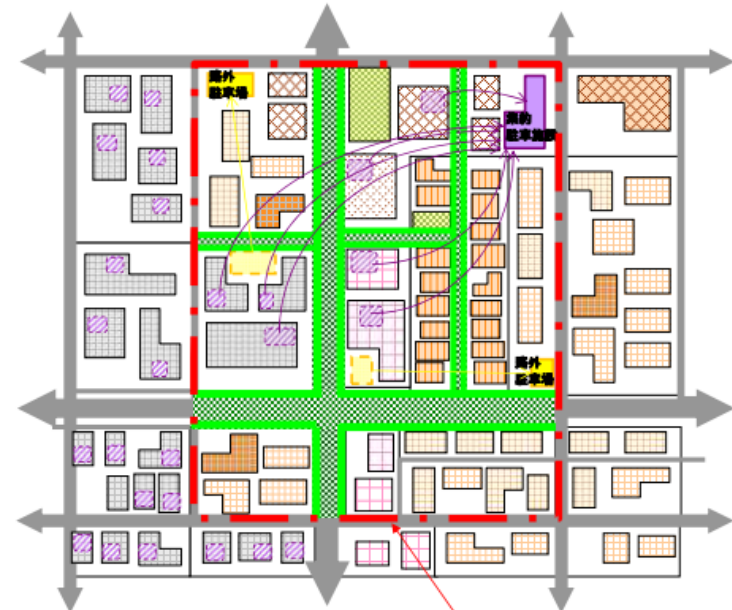
以下の3パターンの条例が制定可能になる

- ① 集約駐車施設内に設置させる
- ② 建築物の敷地内に設置させる（現行）
- ③ ①か②のどちらかに設置させる



## ○駐車場配置適正化区域と駐車場の配置イメージ

歩行者優先の面的なエリアとして駐車場配置適正化区域を設定し、路外駐車場及び集約駐車施設は駐車場配置適正化区域の外縁部に配置



緑色の格子模様：路外駐車場の設置を抑制する区間

緑色の線：歩行者専用道路

赤色の点線：駐車場配置適正化区域

出典：都市再生特別措置法に基づく駐車場の配置適正化に関する手引き(改訂版)(平成27年3月)  
駐車場の配置適正化に向けた取組について(国土交通省)

# 具体施策：低未利用地の利用促進（指針及び協定）

## ○制度概要

### ■低未利用土地の利用及び管理に関する指針(低未利用土地利用等指針)

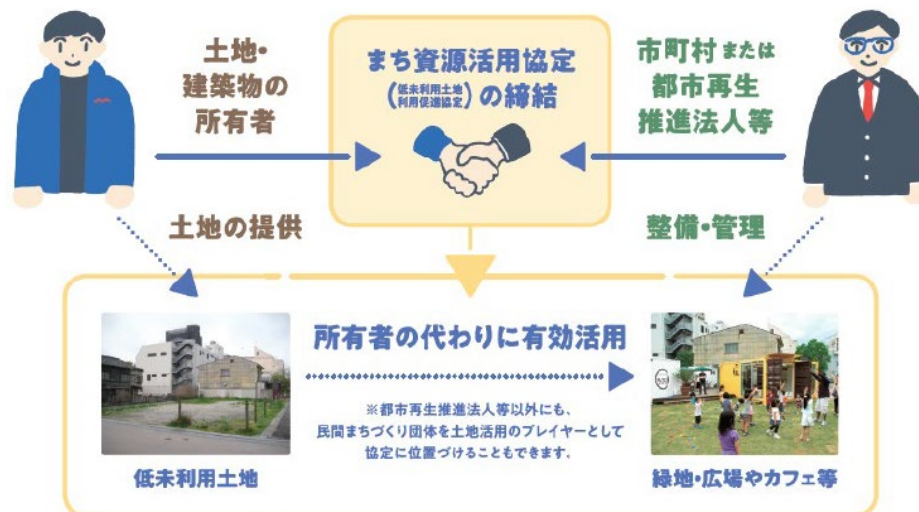
低未利用地の発生による都市のスポンジ化(低密度化)への対応として低未利用土地の地権者に具体的な対策の進め方を案内し、適正な管理を促すもの。市町村は指針に基づき、管理不全が続く場合には勧告を実施可能。

利用指針	管理指針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス拠点誘導エリア内において、生活利便施設の利用者の利便を高める施設としての利用を推奨すること</li> <li>・都市型居住促進エリア内において既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家においては、定期的な空気の入換え等の適切な清掃をおこなうこと</li> <li>・空き地等においては、雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置を講じ、適切な管理を行うこと</li> </ul>

### ■低未利用土地利用促進協定

人口減少等を背景とした、まちなかで増加している低未利用土地の利用促進を図るため、所有者等の同意に基づき、市町村や都市再生推進法人と協定を締結することにより、低未利用土地所有者に代わって、市町村又は都市再生推進法人が周辺居住者によって心地よい環境づくり(緑地、広場、集会場等の施設整備や管理)を行うことが出来る

## ○協定の活用イメージ





## 第8章 持続的に発展する施策の推進

### 2. サービス拠点形成エリアの誘導施策

#### (1) 施設誘導施策

#### 新都市拠点(石巻河南IC周辺)

《ライフスタイルの実現に向けた戦略》

##### 戦略① 高次の都市施設を持続的に立地・誘導する

- ✓ 行政施設、商業施設等の高次都市施設の集積
- ✓ 届出制度による生活サービス施設の継続立地・誘導

##### 戦略② 多様なライフスタイルに対応した生活サービスを提供する

- ✓ 日常の医療施設の充実
- ✓ 子どもから高齢者まで安心して過ごせる生活サービス施設の充実



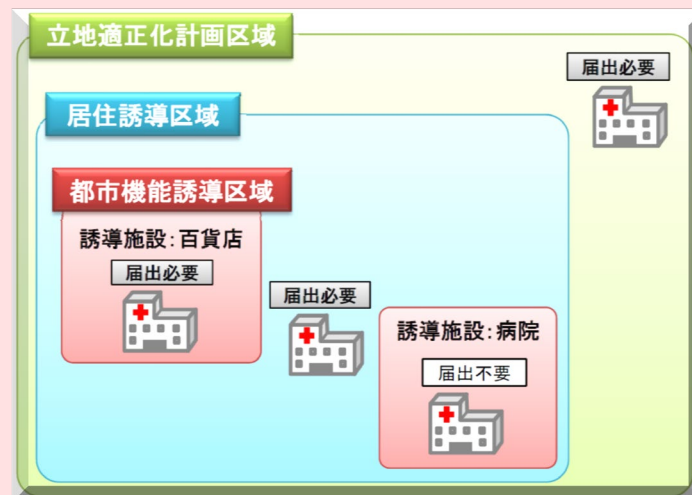
## (2) 届出制度による施設誘導

- サービス拠点形成エリア外で誘導施設を有する建築物の開発行為・建築等行為を行おうとする場合には、市長への届出が必要となる。
- 届出をした者に対して、市は、開発規模の縮小やサービス拠点形成エリアへの立地を促す等の勧告を行うことができる。

### ■届出対象行為

○サービス拠点形成エリア外の区域で誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、市長への届出が義務付けられる。

開発行為
誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為等を行おうとする場合
開発行為以外
①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



- サービス拠点形成エリアの中で誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合にも、原則として市長への届出が義務付け。

### ■届出対象行為

休止	誘導施設の再開の意思があるもの
廃止	誘導施設の再開の意思がないもの

# 第8章 持続的に発展する施策の推進

## ★誘導施設とは

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・ 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
  - ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
  - ・ 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
  - ・ 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
- 等を定めることが考えられる。

(第12版 都市計画運用指針 (2023 (令和5年) 7月))

### 【定める機能・施設の例】

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中核的な行政機能</li> <li>例. 本庁舎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等</li> <li>例. 支所、福祉事務所など各地域事務所</li> </ul>
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例. 総合福祉センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能</li> <li>例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティカド 等</li> </ul>
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例. 子育て総合支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能</li> <li>例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等</li> </ul>
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能</li> <li>例. 相当規模の商業集積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能</li> <li>例. 延床面積〇m<sup>2</sup>以上の食品スーパー</li> </ul>
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能</li> <li>例. 病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常的な診療を受けることができる機能</li> <li>例. 延床面積〇m<sup>2</sup>以上の診療所</li> </ul>
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能</li> <li>例. 銀行、信用金庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能</li> <li>例. 郵便局</li> </ul>
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能</li> <li>例. 文化ホール、中央図書館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能</li> <li>例. 図書館支所、社会教育センター</li> </ul>

※上記に限らず、都市機能増進施設(都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの)に該当するものは定めることができる

# 第8章 持続的に発展する施策の推進

## 2. サービス拠点形成エリアの誘導施策

### (3) 誘導施設

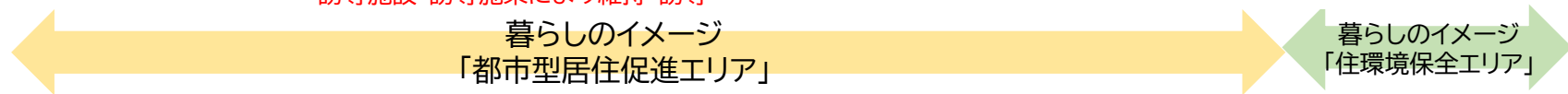
- 都市核拠点(石巻駅周辺)及び新都市拠点(石巻河南IC周辺)が都市の中心的な役割を果たす上で必要な施設を誘導施設として位置づけ。
- 準都市拠点(渡波駅周辺)は、半島沿岸部等の拠点として生活サービス施設が充足するよう、誘導施策により拠点化に向けた取り組みを促進する。
- 地域生活拠点は、行政・商業・医療・福祉施設といった、日常生活に最低限必要な施設の確保に向け、誘導施策により維持・誘導を図る。

#### ■拠点類型ごとに想定される施設と暮らしのイメージ

	都市核拠点	新都市拠点	準都市拠点	地域生活拠点
目指す姿・機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活を支える多様な都市施設</li> <li>市内外から人々が集い、働き、交流が生まれる拠点</li> <li>市内外のクリエイティブな人材が集まり、職と住が共存する拠点</li> <li>地域の歴史・文化資源や旧北上川沿いの公共空間等を活用し賑わう拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域型、沿道型の商業施設が集積し、幅広いサービスを支える拠点</li> <li>商業施設を中心に多様な生活サービス施設が集積し、便利な生活を送ることができる拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活に必要な生活サービス機能が充足する利便性が高い拠点</li> <li>交通ネットワークが維持され、公共交通へのアクセス性が高い拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政サービスを中心に、身近な生活を支える拠点</li> <li>子どもから高齢者まで住み続けられる拠点</li> </ul>
想定される施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活を支える「高次都市施設(行政・医療・商業)」</li> <li>多様な市民の居場所となり、交流を育む「福祉・子育て・社会教育施設」</li> <li>多くの観光客・ビジネス客・就業者を呼び込み活気や賑わいを生み出す「観光・交流施設」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活の圏域を超えた広域地域を対象とする多くの市民生活を支える「高次都市施設(行政・商業)」</li> <li>多様なライフスタイルに対応した「生活サービス施設(医療・子育て・福祉)」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活圏での市民生活を支える「高次都市機能施設(行政・商業)」</li> <li>半島沿岸部の拠点として広域的に市民生活を支える生活サービス施設(医療・子育て・福祉)」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な生活を支える「生活サービス施設(商業・医療・子育て・福祉)」</li> </ul>

誘導施設・誘導施策により維持・誘導

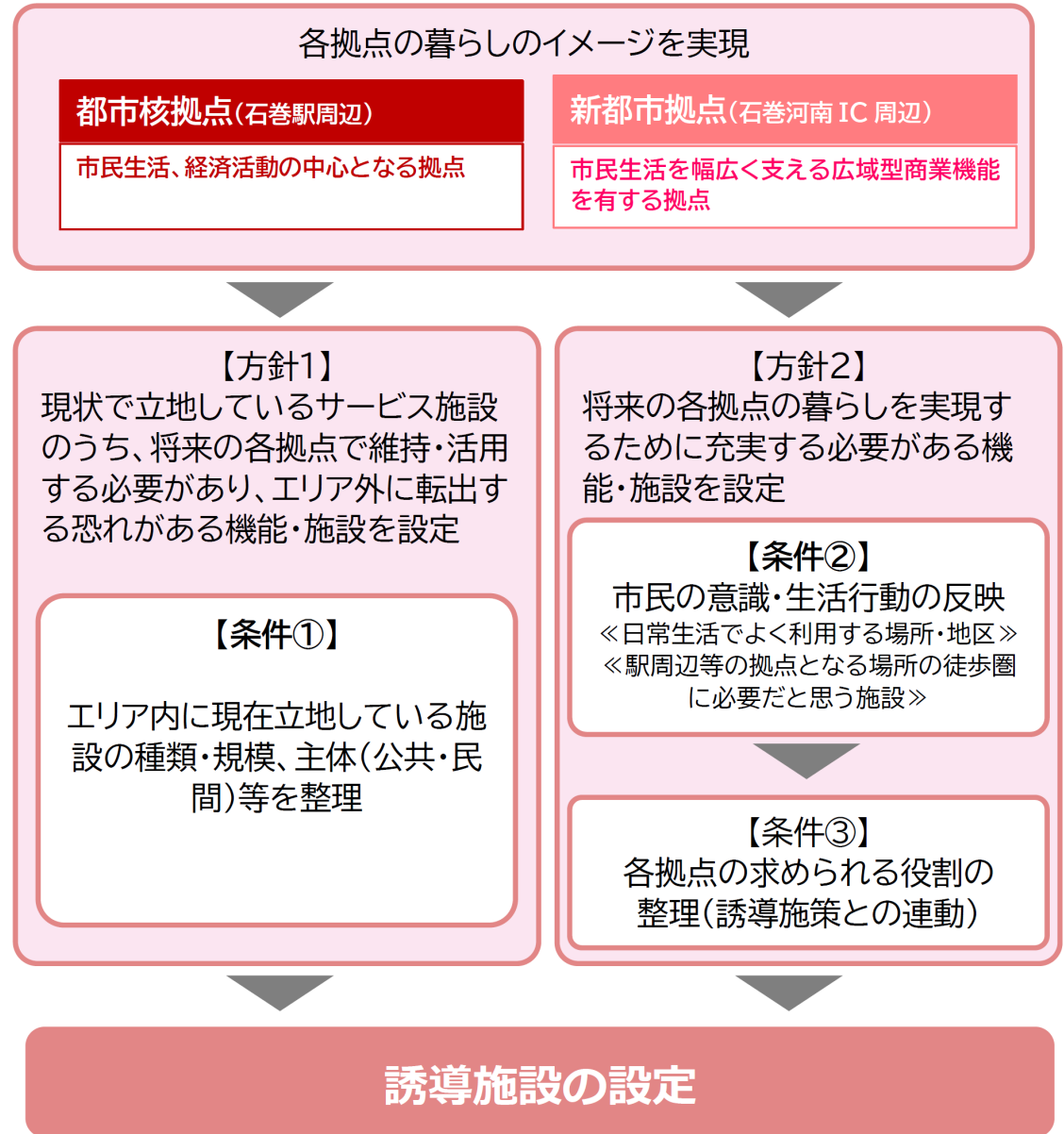
誘導施策により維持・誘導



## 誘導施設の考え方

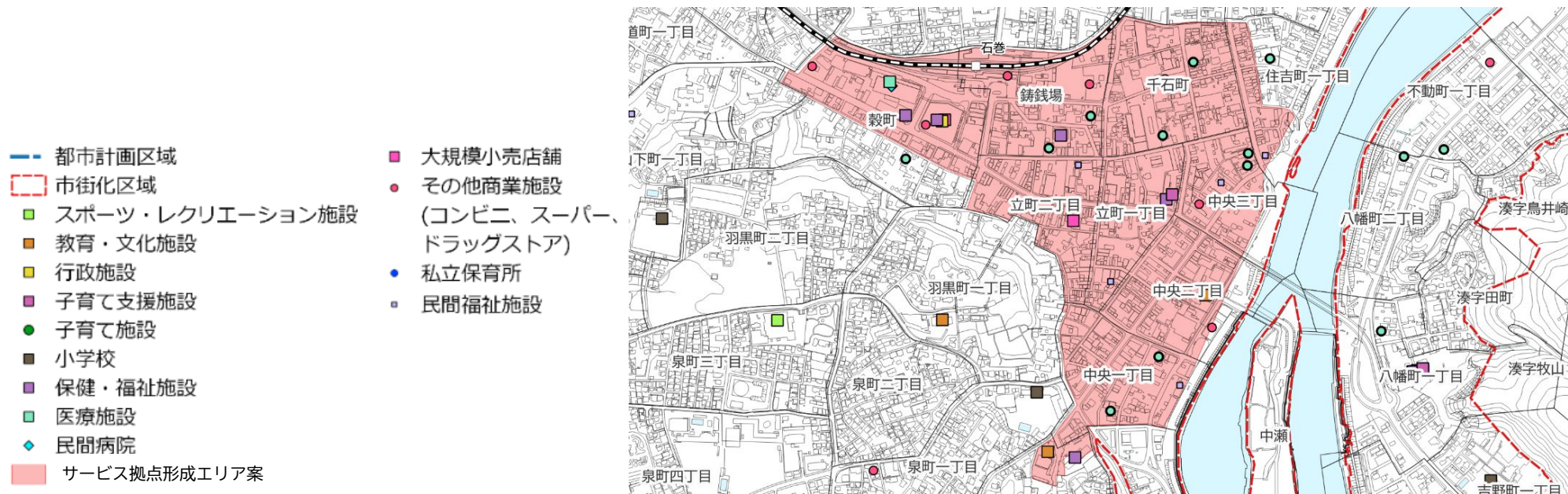
- 市民意識調査結果を踏まえながら、都市核拠点と新都市拠点の暮らしのイメージを実現するために必要な施設を位置づけ。
- 現状の立地がなく、不足を補う必要がある施設だけでなく、現状立地があり今後も維持すべき施設も位置づけ。

## ■誘導施設設定の考え方



# 誘導施設の検討 一都市核拠点一

## 《条件①：エリア内に現在立地している施設の整理》



施設	名称	種類・規模等	施設	名称	種類・規模等
行政	石巻市役所	—	商業	イオン石巻駅前	—
医療	石巻市立病院	病院180床	商業	品川屋	—
	斉藤産婦人科医院	診療所・産婦人科		セブンイレブン石巻駅南店 等	—
	山内皮膚科医院	診療所・皮膚科		福祉	石巻市ささえあいセンター
	医療法人社団佐藤整形外科医院	診療所・整形外科	石巻市社会福祉協議会		—
	石巻診療所	診療所・内科・整形外科	保健相談センター		—
	高橋消化器内科	診療所・内科	石巻健康センターあいプラザ・石巻		—
	阿部こどもクリニック	診療所・内科	老人福祉センター寿楽荘		—
	かわらだ内科・胃大腸クリニック	診療所・内科	花水木デイサービスセンターもとまち 等		—
	六郷耳鼻咽喉科	診療所・耳鼻咽喉科	子育て	子どもセンター「らいつ」	—
社会教育	石巻中央公民館	—			
観光・交流	いしのまき元気いちば	直売所・食堂			

## 誘導施設の検討 ー都市核拠点ー

### 《条件②：市民の意識・生活行動の反映》

【市民行動】 都市核拠点(穀町・立町・中央地区):飲食、医療、子育て等の拠点

【拠点に必要な施設】 スーパー、大型ショッピングセンター、飲食店、病院・診療所等

### 《条件③：都市核拠点の求められる役割（誘導施策との連動）》

高次の都市機能を活用し、市民生活を支える

地域資源を活かした多様な市民の居場所となり、交流を育む

観光客・ビジネス客・就業者を呼び込み、活気や賑わいを生み出す

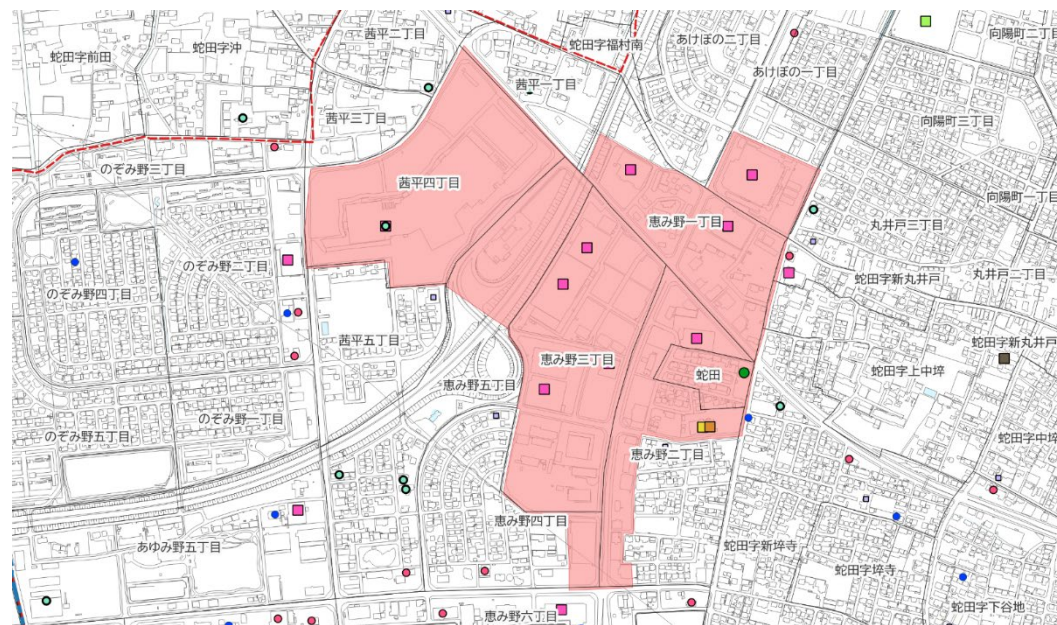
### 《維持、充実する必要がある施設》

誘導施設	規模等	定義
市役所	－	地方自治法第4条第1項に規定する事務所
ささえあいセンター	－	石巻市ささえあいセンター条例第1条に規定する施設
防災センター	－	石巻市防災センター条例第1条に規定する施設
病院	病床数180床以上の施設	医療法第1条の5第1項に規定する施設
診療所	内科を有する施設	医療法第1条の5第2項に規定する施設
大規模小売店舗	店舗面積2,000㎡以上の施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する施設
有料老人ホーム	－	老人福祉法第29条第1項に規定する施設
サービス付き高齢者向け住宅	－	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定する施設
子どもセンター	－	石巻市子どもセンター条例第2条に規定する施設
公民館	－	石巻市公民館条例第2項に規定する施設
その他の文化施設	－	(ヒトコマ等マンガ関連施設を想定)
市民交流施設	中心市街地活性化基本計画において市民交流施設として位置づける施設	(あいプラザ、旧観慶丸、かわべい、アイトピアホールの4施設を想定)
観光施設	交流・直売サービスを有するもの	(元気いちばを想定)
事務所	交流空間(コワーキング、シェアオフィス等)を備えたもの	(IRORIを想定)

# 誘導施設の検討 一新都市拠点一

## 《条件①：エリア内に現在立地している施設の整理》

- 都市計画区域
- 市街化区域
- スポーツ・レクリエーション施設
- 教育・文化施設
- 行政施設
- 子育て支援施設
- 子育て施設
- 小学校
- 保健・福祉施設
- 医療施設
- ◆ 民間病院
- サービス拠点形成エリア案
- 大規模小売店舗
- その他商業施設  
(コンビニ、スーパー、ドラッグストア)
- 私立保育所
- 民間福祉施設



施設	名称	種類・規模等	施設	名称	種類・規模等
行政	蛇田支所	—	子育て	蛇田保育所	定員90名
医療	佐藤内科医院	診療所・内科	社会教育	蛇田公民館	—
商業	イオンモール石巻	店舗面積1,000㎡以上			
	DCMホームマック石巻蛇田店	店舗面積1,000㎡以上			
	イトーヨーカドー石巻あけぼの店	店舗面積1,000㎡以上			
	ヤマダ電機／スーパースポーツゼビオ石巻店	店舗面積1,000㎡以上			
	ニトリ石巻店	店舗面積1,000㎡以上			
	ケースデンキ石巻本店	店舗面積1,000㎡以上			
	ヨークベニマル石巻蛇田店	店舗面積1,000㎡以上			
	ツルハドラッグ石巻恵み野店	店舗面積1,000㎡以上			

## 誘導施設の検討 一新都市拠点一

### 《条件②：市民の意識・生活行動の反映》

【市民行動】 新都市拠点(蛇田地区):市民生活における多機能拠点(買物、飲食他)  
【拠点に必要な施設】 スーパー、大型ショッピングセンター、飲食店、病院・診療所等

### 《条件③：新都市拠点の求められる役割（誘導施策との連動）》

高次の都市機能を持続的に立地・  
誘導する

多様なライフスタイルに対応した  
生活サービスを提供する

### 《維持、充実する必要がある施設》

誘導施設	規模等	定義
支所	—	石巻市支所設置条例第3条に規定する施設
診療所	内科を有する施設	医療法第1条の5第2項に規定する施設
大規模小売店舗	店舗面積2,000㎡以上の施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する施設
公民館	—	石巻市公民館条例第3条に規定する施設



# 拠点形成施設

※ 地域生活拠点や都市型居住促進エリア、住環境保全エリアにおいては、誘導施策により身近な生活を支える施設の立地を促進し、市民の生活環境の維持を目指す。

拠点形成施設として位置づけるもの		都市核拠点	新都市拠点	考え方／規模	備考
行政施設	市役所、支所	○	○		
防災	防災センター	○			
医療	病院	○		病床数180床以上の施設	市立病院
	診療所	○	○	内科を有する施設	区域内に約20の診療所が立地
商業	大規模小売店舗	○	○	店舗面積2,000㎡以上	
福祉・子育て	子どもセンター	○			(らいつ)
	ささえあいセンター	○			
	サービス付き高齢者向け住宅	○			(華心)
	有料老人ホーム	○			(愛SUNSUN石巻)
交流・観光	市民交流施設	○		中心市街地活性化基本計画において市民交流施設として位置づける施設	あいプラザ、旧観慶丸、かわべい、アイトピアホール
	事務所（コワーキング、シェアオフィス機能等を備えたもの）	○			(IRORI)
	公民館	○	○		中央、蛇田公民館
	観光施設	○			(いしのまき元気いちば)
	その他の文化施設	○			(マンガ関連施設（ヒトコマ）等)
今後、拠点形成施設としての位置づけを検討するもの					
金融	銀行、郵便局	◇	◇		
商業	コンビニエンスストア	◇	◇		
福祉・子育て	介護系施設（訪問、通所系）	◇			
	障害者支援施設	◇			
	保育所、幼稚園、認定こども園		◇		
教育	大学	◇			サテライトオフィス等
	図書館	◇			

# 都市再生整備計画関連事業で実施可能な事業 (主なもの)

○ 都市再生整備計画関連事業は、様々な政策目的に応じて、事業メニューを選択することができます。

## 都市構造再編集中支援事業 (個別補助金)

立地適正化計画に基づく取組等に対し集中的支援

誘導施設・基幹的誘導施設・既存建造物活用事業 (誘導施設)



医療・福祉施設      こども園・学校      図書館・博物館

居住誘導促進事業



居住誘導区域へ移転を希望する者への支援

## まちなかウォーカブル推進事業

(社会資本整備総合交付金 及び 個別補助金)

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに対し集中的支援

滞在環境整備事業 R5拡充



滞在環境の整備の推進に関する事業等

計画策定支援事業



重点的に取り組むテーマに応じた事業計画の策定

誘導施設相当施設  
・既存建造物活用事業  
(誘導施設相当施設)

R5創設

都市計画区域外の地域生活拠点内 (社会資本整備総合交付金のみ)



医療・福祉施設



こども園・学校



図書館・博物館

高次都市施設



地域交流センター



観光交流センター



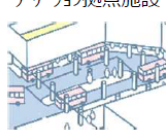
テレワーク拠点施設



ワークション拠点施設



子育て支援施設



複合交通センター

河川/下水道



住宅系事業

優良建築物等整備事業  
公営住宅等整備 等

既存建造物活用事業  
(誘導施設除く)



既存建造物を活用した高次都市施設等

エリア価値向上整備事業



既存ストックを活用し官民連携でエリア価値向上の取組



まちなみ環境整備事業 等

道路 R5拡充(ウォーカブルのみ)



公園 ※小規模な公園も対象



区画整理・再開発



地域生活基盤施設



広場・緑地  
情報板



駐車場  
駐輪場



地域防災  
施設



人工地盤  
(デッキ・  
地下道)



再生可能  
エネルギー  
施設

高質空間形成施設



緑化施設



電線類  
地中化



歩行支援  
施設  
(バリアフリー)



情報化  
基盤施設  
(カメラ・  
センサー)

提案事業

- ・事業活用調査
- ・まちづくり活動推進事業
- ・地域創造支援事業

都市再生整備計画事業 (社会資本整備総合交付金※1、防災・安全交付金(R5創設)※2)

地域の様々なまちづくりを支える交付金

※1 (都市計画区域外の地域生活拠点内)、※2 (都市計画区域外の防災拠点内) : 一部基幹事業を除く。